



消す心
置いてくださ
火のそばに



秋季全国火災予防運動

11月9日(土)の「119番の日」から15日(金)までの一週間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

この火災予防運動は、火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生、それによる生命、財産の損失を防ぐために実施されます。

松前消防署では、この週間中に、独居老人宅の防火安全指導、予防特別査察、町内防火広報パレードなどを実施します。

火災はほんの少しの不注意から発生し、尊い生命や大切な財産を奪います。皆さん一人ひとりが、これを機会に家庭や職場、地域ぐるみで、防火に対する意識をなお一層高めていただきたいと思います。

火の用心 7つのポイント

①家のまわりに燃えやすいものを置かない。



②寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。



③天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。



④風の強いときは、たき火をしない。



⑤子どもには、マッチやライターで遊ばせない。



⑥電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。



⑦ストーブには燃えやすいものを近づけない。

赤色灯を回し、ウーウーと勇ましく火災現場に向かう消防車などの運転は、運転免許証を持っている消防職員であれば誰でもできるのでしようか。道路交通法からみれば、第一種免許で、それぞれの自動車の種類に応じたものであれば運転できることとなります。

しかし、消防車や救急車は、ただ単に運転するだけではなく、その車を使って消防活動を行わなければならないのですから、これらの自動車や積載機材が最大の効果をあげるよう操作できることが要求されます。

そのために、これらの機械器具の操作を熟知した者に機関員という資格を与え、その人たちだけに限って消防車などの運行を行わせているのです。

管内の道路事情や消防水利などを熟知していなければ有効な消防活動ができないなどの理由から、機関員でなければ運転できないということです。

消防員知識

消防車を
運転するには？

